

令和2年度第5回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：令和2年10月2日（金）午後2時開会
場 所：ネストホテル札幌駅前 2階「ましゅう」

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第11次札幌市環境影響評価審議会委員

- ◎近藤 哲也 北海道大学名誉教授、(公財)札幌市公園緑化協会 理事長
○坪田 敏男 北海道大学大学院獣医学研究院 教授
秋山 雅行 (地独)北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
研究推進室 主幹
伊藤 真由美 北海道大学大学院工学研究院 准教授
上田 裕文 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 准教授
奥本 素子 北海道大学高等教育推進機構 准教授
鈴木 光 北海学園大学法学部 教授
高橋 英明 (地独)北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
環境保全部 専門研究員
奈良 顕子 (一社)北海道建築技術協会 常任理事
福原 朗子 北海道科学大学工学部 講師
水島 未記 北海道博物館 自然研究グループ 学芸主幹
吉田 剛司 (特非)EnVision環境保全事務所 研究員
計 12名 ◎:会長、○:副会長

(2) 事務局

- 札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長 柴田 千賀子
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課長 濱田 敏裕
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課環境共生係長 石川 郭遂
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課環境共生係 成田 浩之

(3) 事業者

- ・(仮称)石狩湾洋上風力発電事業
(事業者) 株式会社 J E R A 3名
(事業者から委託を受けた者) 一般財団法人 日本気象協会 2名

2 報道機関

なし

3 傍聴者

4名

1. 開 会

○事務局（濱田環境共生担当課長） 皆様、お疲れさまでございます。

札幌市環境局環境共生担当課長の濱田でございます。

定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第5回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この審議会ですけれども、これまでと同様に公開で開催することとなっております。一般の傍聴席を設けておりますほか、議事の内容につきましては、後日、議事録を作成いたしまして、札幌市の公式ホームページ上で公開することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、本会議では、新型コロナウイルスの感染予防対策の観点から、使用するマイクにつきましては、発言の都度、消毒させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、発言される際は挙手していただきまして、マスクの影響などで声が拾えなくなるような程度の配慮等をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の柴田よりご挨拶申し上げます。

○柴田環境管理担当部長 環境管理担当部長の柴田でございます。

審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多様の中、審議会にご出席いただき、心より感謝申し上げます。

前回の8月27日は、新会長の下、新委員の皆様の体制で第1回目をスタートいたしました。大変お暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。今日はめっきり寒くなっております。新体制での2回目の審議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、石狩湾における洋上風力発電事業に係る2件の配慮書の審査、そして、太陽光発電事業につきましては、今年4月に環境影響評価法の改正施行があり、北海道の動きを受けて本市の環境影響評価制度の改正についてご審議をお願いしたいと存じます。

制度の適正かつ円滑な運用のために、委員の皆様のお力添えが不可欠でございます。活発なご審議、専門的な見地からのご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

お手元にクリアファイルでまとめて配付させていただいておりますけれども、資料の上

から、次第、配席図、委員名簿となっております。それ以降は、各資料の右上に資料ナンバーを振ってありますけれども、まず、資料1-1、1-2です。続いて、資料2-1、続いて、資料3-1から資料3-7まで配付させていただいております。最後に、札幌市の環境影響評価条例のパンフレットを入れてありますので、ご確認ください。

各配慮書の図書につきましては、先日、案内させていただいたとおり、ご持参していただいていると存じますけれども、もしご持参していない方がおりましたら挙手をお願いいたします。

資料は以上ですけれども、不足などがなければ続けさせていただきます。

本日は、委員15名のうち、12名のご出席をいただいておりますことから、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、これからの進行につきましては、近藤会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

2. 議 事

○近藤会長 それでは、進めさせていただきます。

本日は、次第にございますように、3件の議題が予定されております。終了の時刻は16時頃になっておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

まず、石狩・厚田洋上風力発電と石狩湾沖洋上風力発電の二つです。1番目の石狩・厚田につきましては前回ご審議いただきましたので、その答申（案）がございます。3番目に、札幌市の環境影響評価に太陽光発電の事業を追加することで、それに関わる改正についての審議となっております。

それでは、洋上風力発電の審議が続いておまして、少し混乱しやすいと思いますので、もう一度、手続と全体について事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○事務局（石川環境共生係長） 事務局から説明させていただきます。

最近、石狩湾洋上における風力発電事業に係る審査案件が続いておりますけれども、整理のために、もう一度、A4判の横の参考資料を作成いたしましたので、こちらをなぞる形にしたいと思います。

昨年度から配慮書の審査が始まっている（仮称）北海道石狩湾沖洋上風力発電事業は、昨年度に審査が終了しております。

今年度に入ってからですが、まず、1番目は（仮称）石狩湾洋上風力発電事業で、事業者はシーアイ北海道です。こちらは、これまでに2回の審議会がありまして、令和2年9月2日、先月に答申をいただきまして、当日、市長意見を提出しております。

その次は、2番目の（仮称）石狩・厚田洋上風力発電事業で、今回審査するオレンジ色の図書になります。これは、令和2年8月27日に諮問をしたところです。

そして、3番目は（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画で、事業者は株式会社J E

RAで灰色の図書になります。こちらは、この後、審議会に諮問させていただく予定です。

これまでの配慮書段階における石狩湾洋上の風力発電事業は以上でございます。

○近藤会長 ちょっと複雑といいますか、たくさんの事業者さんが入られていますので、少し混乱するかもしれませんが、ご説明いただいたとおりです。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

最初の案件の議題（１）は、石狩・厚田洋上風力発電事業計画段階の環境配慮書に関する答申の審議でございます。

では、前回までの審議の内容です。

資料１－１に基づき事務局からメールでご確認いただいているところですが、資料１－２に基づく答申（案）が準備されておりますので、これを確認していく形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から審議概要のおさらい、振り返りと答申（案）についての説明をお願いいたします。

○事務局（石川環境共生係長） 前回の審議会における委員からの意見及び事業者からの回答は、お手元でございます資料１－１の横判の資料のとおりです。

時間が限られていますので、ご意見及び回答を全て紹介することはせず、概要のみを述べさせていただきます。

前回の審議会では、事業実施想定区域の設定方法のほか、札幌市域において影響を受ける景観についての評価方法、風車の規模や数の検討、地域特性を踏まえた眺望点の検討、風車の見え方の検討方法などについて委員の皆様から質問、意見がございました。

これに対して、事業者からは、配慮書における予測方法や今後の評価方法の考え方などについて説明、回答がありました。

以上の審議会委員の皆様からいただいたご意見を基に答申（案）を作成しました。

案は資料１－２になります。

記書きの下から読み上げさせていただきます。

「本事業では石狩・厚田沖の一般海域に最大で高さ250mに到達する巨大な風力発電機が多数（最大140基）建設されることにより、石狩湾を望む景観に重大な影響を及ぼす可能性があることから、事業計画の更なる検討に当たっては、次に掲げる事項について検討を加え、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。また、検討結果を方法書以降の手續に反映させること。

1、総論。

（１）累積的影響について。

当該事業実施想定区域の周辺には、他事業者による風力発電事業が稼働中又は環境影響評価手続中であるため、これら他事業と本事業に伴う累積的影響が懸念される。

このため、特に先行事業に対する累積的影響については、可能な範囲において情報等の収集に努めた上で、予測及び評価を行うこと。

(2) 事業実施区域の設定について。

本配慮書では、事業計画の熟度等の関係から事業実施想定区域を大きく設定しているが、方法書以降の手續においては事業計画の熟度を高めるとともに、風力発電機の配置等を慎重に検討した上で事業実施区域を設定すること。

2、各論。

(1) 景観に対する影響について。

ア、眺望地点の選定に当たっては、その地点を選定するに至った理由についても詳細に記載すること。

イ、風力発電機の面的な広がりによる影響を適切に把握するため、調査、予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュを作成する等のより適切な方法を導入したうえで、住民意見等を踏まえ評価を行うこと。

ウ、本配慮書において景観に対する影響の評価指標には、平成12年に環境省がまとめた『自然との触れ合い分野の環境影響評価技術(Ⅱ)調査・予測の進め方～資料編～』(環境省、自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告)に記載の『送電鉄塔の見え方』を元とした垂直視野角を採用しているが、札幌市内の眺望点には、遠景域又は遠景域以遠に及ぶような風力発電機からの視距離が比較的大きい地点が少なくない。

このため、上述のような中景域の視認性を主な対象とした垂直視野角に係る指標のみならず、遠景域又は遠景域以遠の景観への影響を評価する指標についても最新の知見や事例の収集など十分な検討を行った上で、調査、予測及び評価を行うこと。

エ、景観に関する調査、予測及び評価を行うに際しては、地域を特徴づける自然、文化、歴史などその地域における景観の特徴に関する情報の収集等に努め、その結果をわかりやすく記載すること。」。

答申(案)は以上になります。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、この答申(案)につきましてご意見がある方は挙手をお願いいたします。

坪田委員、お願いします。

○坪田副会長 答申(案)そのものに疑義があるわけではなく、一つ教えてほしいのですが、総論の1番目の「先行事業に対する累積的影響については、可能な範囲において情報等の収集に努めた上で」と書いてあるのですけれども、その情報を収集するすべはあるのですか。もしあるのであれば、どういうすべがあるのか教えていただきたいと思えます。

○事務局(石川環境共生係長) これまでの先行調査、あるいは事業が進んでいる事業実施者や施工事業者などから、可能な限り情報を得ることに努めていただければと考えております。

○坪田副会長 そうすると、会社同士で個別にやり取りをするということになるのでしょうか。特に何か公表されているわけではないのですか。

○事務局（石川環境共生係長） 特にこういった方法でという具体的なものは示されていないので、むしろ公表されているものがあればそれが一番望ましいと思います。もし先行事業者から情報が得られれば、そういったものも活用しながら情報収集をできればと考えています。

○坪田副会長 ありがとうございます。

可能な範囲でということになりますね。了解しました。

○近藤会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

奈良委員、お願いします。

○奈良委員 各論の（１）ウの１段落目の最後のところですが、「遠景域又は遠景域以遠に及ぶような風力発電機からの視距離が」というのは正しいのでしょうか。私には風力発電機への視距離という印象があるのです。

もう一つはその続きで、「比較的大きい地点が少なくない」というのは、言い回しが回りくどい気がするので、「比較的」が必要なのか、「比較的大きい地点が多い」と言い切ってはいけないのか、そのところがちょっと引っかかりました。

○近藤会長 札幌市さんがお答えになりますか。皆さんの意見をお聞きしますか。

○事務局（石川環境共生係長） 一つ目の「風力発電機からの視距離」を「風力発電機への視距離」ということですが、そのほうがより適切であれば、そのような形に直させていただければと思います。

二つ目のご意見についても、この場でご意見をいただければと思います。

○近藤会長 言い回しの問題ですけれども、僕は「から」でもいいと思います。風力発電機からの視距離、どちらでもいいといえばどちらでもいいと思います。

○上田委員 「の」でいいのではないですか。

○近藤会長 「からの」ですか。

○上田委員 「風力発電機の視距離」です。

○近藤会長 「風力発電機の視距離」。「の」ですか。眺望点から風力発電……。

どうということですか。何か分からなくなってきました。

○事務局（石川環境共生係長） 事務局からですけれども、眺望点と風力発電機の関係ということで、眺望点を基準にして風力発電機からのという表現に一旦させていただいたところでございます。

○近藤会長 眺望点から風力発電機への視距離ですか。

○上田委員 「から」であれば「視」は要らない気がします。単に「距離」にすればいいのではないですか。「視」が入るから、先ほど、奈良委員がおっしゃった「視距離」になると「へ」のほうが自然なのではないかというのはそのとおりだと思うのです。しかし、「の」でもいいという気がします。

○近藤会長 そうですね。「からの距離」か「の視距離」かのどちらかに直しますか。

○事務局（石川環境共生係長） 「風力発電機の視距離」としたいと思います。

○近藤会長 奈良委員からのもう一つは、「比較的大きい地点が少なくない」というところがちょっと気になるということですが、いかがでしょうか。

「多い」にしますか。札幌市から石狩市までは全部遠いのだという感覚で、「比較的大きい地点が多い」にしましょうか。いかがですか。

○事務局（石川環境共生係長） はい。

○近藤会長 それでは、2点の修正ですね。

○事務局（石川環境共生係長） はい。

一旦、修正案を読み上げさせていただきます。

「札幌市内の眺望点には、遠景域又は遠景域以遠に及ぶような風力発電機の視距離が比較的大きい地点が多い」となります。

○近藤会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 すみません、この答申（案）自体についてではないのですが、前回のコスモエコパワーの答申（案）と今回の答申（案）に何か違いはあるのでしょうか。

○近藤会長 僕も比較してみたのですけれども、ざっくりばらんに言いますと、同じところもあるし、違うところもあります。今日、文書を持ってきていないので、正確に言えないのですけれども、札幌市の方が正確に答えていただけたと思います。

○事務局（石川環境共生係長） 前回の配慮書に加えた部分は各論の（1）ウの部分でございませぬ。配慮書の中に、景観の評価指標について触れているところがあるのですけれども、この部分について、配慮書を踏まえた上で、より遠景域、遠景域以遠の景観への影響なども評価する形で意見をまとめたところとございませぬ。

○近藤会長 これも考えたのですけれども、今のところ、4社が同じような場所で同じような計画をされていますので、こちらからの意見が同じようになっても仕方がないところはあると思っていました。その中で、事業者ごとにまた新しい観点があれば付け加えることになると思います。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、ただいまいただきましたご意見を基に再度書き直しまして、修正したいと思います。

今後につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 今後の修正方法についてですけれども、先ほど読み上げたとおり、ウの「札幌市内の眺望点には」のところは「風力発電機の視距離」、最後の「少なくない」は「多い」に修正させていただきます、事務局のほうから、再度、皆様にその内容をメールで確認させていただきたいと思っております。

その上で、最終的な答申内容の決定につきましては、この場で委員の皆様方にご同意いただけたら、近藤会長にご一任したいと思います。

○近藤会長 ご説明いただきましたように、皆さんにメールでもう一度ご確認いただきまして、最終的には私の一任で答申（案）を決定させていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、答申（案）についてはそのように進めてまいります。

以上をもちまして、一つ目の石狩・厚田の洋上風力発電についての審議を終了させていただきます。

次に、二つ目の議題は、また同じような名称ですが、（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画の計画段階環境配慮書についての審議となります。

事業者の方々に出席をお願いしておりますが、準備がございますので、しばらく事務局にお返しいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） では、次の議題に入る前に、準備のため、会議を5分程度中断させていただきたいと思います。開始時間になりましたらお声かけをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[休 憩]

○事務局（石川環境共生係長） それでは、再開させていただきます。

二つ目の案件は、（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画・計画段階環境配慮書に係る第1回目の審議であります。

本事業は、環境影響評価法における第一種事業に該当し、事業者が環境影響範囲として設定した石狩市、小樽市、札幌市のほか、北海道庁へも配慮書が送付されております。

本年8月25日から9月24日までの1か月間で、縦覧及び意見募集が行われております。

8月27日付で、北海道知事から札幌市長に対して意見照会が行われたことを受けまして、市長意見の形成のために本市議会に諮問させていただきたく存じます。

なお、知事への市長意見送付期限は11月10日までとなっております。

○事務局（濱田環境共生担当課長） それでは、配慮書の審議に先立ちまして、札幌市環境影響評価条例第44条第1項の規定により、札幌市長から当審議会に諮問させていただきます。

札幌市長に代わりまして、環境管理担当部長の柴田より諮問させていただきます。

なお、新型コロナウイルスの感染対策の観点から、読み上げのみとさせていただきます。

○事務局（柴田環境管理担当部長） 札幌市環境影響評価審議会会長近藤哲也様。

諮問書。

（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画・計画段階環境配慮書について、環境の保全

の見地から意見を述べるに当たり、札幌市環境影響評価条例第44条第1項の規定に基づき、諮問いたします。

10月2日。

札幌市長秋元克広代読。

お願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） それでは、ここからの進行につきましては、近藤会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ただいま、（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画計画段階環境配慮書について諮問書をいただきました。

皆様のご協力の下に議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この配慮書の審議につきましては、本日を含めて2回の審議を予定しておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

では、事業者の方から、事業概要と配慮書の内容について説明をお願いいたします。

また、8月21日に、事業者さんが自主的に住民説明会をしたそうですので、その結果についても報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 株式会社JERAから3名、それから、コンサルタントの日本気象協会から2名、合計5名で説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

本日のご説明事項ですけれども、会社概要と建設計画の概要、それから、計画段階配慮事項の評価について説明させていただきます。

まず、会社概要について簡単に紹介させていただきます。

当社は、2015年4月に設立され、東京電力フュエル&パワー株式会社及び中部電力株式会社の燃料上流・調達から火力発電、電力、ガスの卸、販売までの一連のビジネスを統合、承継しております。

洋上風力発電事業につきましては、海外の台湾、英国での事業に参画しており、その実績を生かし、JERAは、エネルギーの国内におけるリーディングカンパニーとして、石狩のみならず、国内全域において積極的に洋上風力事業に取り組んでおります。

では、計画の概要についてご説明させていただきます。

計画中の洋上風力発電所は、石狩市及び小樽市の沖合約2.5キロメートル以遠に、最大出力は52万キロワットで、単基出力が8,000キロワットの場合、最大65基の風車を設置する計画です。また、風力発電の出力変動に伴う電力系統への影響を緩和させるため、蓄電池を併設する予定でございます。

本事業における関係地方公共団体は、北海道、札幌市、小樽市、石狩市としております。札幌市につきましては、本事業の特性から景観に関する影響が及ぶ可能性があるため、関係市としております。具体的には、景観の主要な眺望点として山口緑地を選定しており、

これが該当することになります。

風力発電機の概要ですが、ローター直径が最大で約220メートル、最大高さは平均海面より約260メートルを計画しております。

風力発電機の基礎構造につきましては、現時点では、着床式のうちモノパイル式を検討の基本としておりますが、水深や地盤の状況に応じてジャケット式を採用いたします。

事業実施想定区域の設定の背景でございますが、設定に当たりまして、まず、風力発電に必要な風速でございますけれども、年平均風速で約7.5メートル毎秒以上の好風況が得られるエリアとしております。

海域の水深条件として、本事業は着床式の洋上風力発電の事業性が高いということで、水深約50メートルまでを考慮しております。

それから、環境保全上、留意が必要な場所の位置については、学校、医療機関、福祉施設及び住宅等が分布しておりますので、本事業における騒音、風車による影響などを考慮し、約2.5キロメートル以上の離隔を確保しております。

航路の状況ですけれども、風力発電機の設置ができない航路を除外しております。

それから、石狩市における風力発電ゾーニング計画として、図のピンク色の環境保全エリアを可能な限り事業実施想定区域から除外しております。一部の環境保全エリアについては、定置網、刺し網、底建て網などの漁業の高利用海域のため、今後、漁業協同組合様と協議を行う計画でございます。

漁業権の設定状況につきましては、固定された漁具が設置されているサケ定置網漁業権が設定されている海域及び固定された漁具が設置されている区画漁業権エリア、養殖のエリアですけれども、そこは除外いたしました。地元との調整状況ですが、現時点では関係する全ての自治体や漁業協同組合様に対し、環境影響評価の手続の開始及び事業計画に関する説明を実施した段階でございます。今後も継続的に事業の実施に関する具体的な協議や合意形成などを進めてまいります。

次に、計画段階配慮事項の評価についてでございます。

計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

発電所アセス省令の別表第6において、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に関わる項目、参考項目を勘案しつつ、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、計画段階配慮事項を選定しました。

工事の実施による影響については、現段階では工事計画の熟度が低いことから、方法書以降の手続において、評価項目の選定、非選定に関する検討を行うこととしております。

配慮事項の選定の結果でございますが、陸域動物の重要な種及び注目すべき生息地、海域に生息する動物、それから、景観の3項目といたしました。

配慮事項の選定理由等は割愛させていただきます。それから、調査・予測・評価方法についても割愛させていただきます。

評価結果でございますけれども、まず、陸域に生息する動物の重要な種については、陸

域に生息する動物のうち、海洋を主な生息環境とする、または渡りとして利用する重要な種につきましては、生息環境の変化に伴う移動経路の阻害や風力発電機への接触などの影響が生じる可能性があるとして評価しております。

注目すべき生息地についてでございますが、陸域における動物の注目すべき生息地は、2か所の重要湿地、7か所の鳥獣保護区、また、海鳥コロニーが13か所が事業実施想定区域の周囲に存在します。しかし、いずれも事業実施想定区域外であることから、改変による生息地への影響はないものの、注目すべき生息地の鳥類等が採餌や渡りのために事業実施想定区域の上空を飛翔する可能性があり、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして評価しております。

方法書以降の手續において留意する事項として、まず、動物の生息状況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測、評価し、必要に応じて風力発電機の配置変更等の環境保全措置を検討してまいります。

特に、ガン、カモ、白鳥類等の渡り鳥の移動ルートや専門家等のヒアリング結果を踏まえ、海鳥や海上におけるコウモリ類の飛翔状況等の生息状況にも留意して調査を実施し、予測、評価を行い、必要に応じて風力発電機の配置変更等の環境保全措置を検討してまいります。

次に、海域に生息する動物の重要な種につきましては、地形改変及び施設の存在による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして評価しております。

海域における注目すべき生息地としまして、小樽市の沿岸域及び石狩湾が生物多様性の観点から重要度の高い海域に指定されており、注目すべき生息地への影響が生じる可能性があるとして評価しております。また、事業実施想定区域周囲には39か所の藻場が分布しておりますが、事業実施想定区域外であることから、改変による影響はないと評価しております。

方法書以降の手續において留意する事項として、事業実施想定区域及びその周囲に通年生息している海棲哺乳類や魚類等の生息状況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測、評価し、必要に応じて風力発電機の配置変更等の環境保全措置を検討してまいります。

次に、景観の評価ですけれども、主要な眺望点及び景観資源への直接的な影響について、直接的な改変はないことから重大な環境影響はないと評価しております。

主要な眺望景観への影響についてでございますが、事業実施想定区域から最も近い道の駅石狩「あいろーど厚田」からの風力発電機の見えの大きさ、垂直見込み角は約5.7度と予測され、やや大きく見え、景観的に大きな影響がある圧迫感はあまり受けないと評価しております。

方法書以降の手續において留意する事項として、主要な眺望点の主眺望方向や主眺望対象、眺望点の利用状況を踏まえ、風力発電機の配置を検討してまいります。

主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成する方法（フォトモンタージュ

ユ法)によって、主要な眺望景観への影響について予測、評価し、必要に応じて風力発電機の配置の再検討等の環境保全措置を検討してまいります。

風力発電機の塗装色を環境融和塗色で検討いたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

なお、8月21の説明会という話がありましたけれども、弊社は説明会を実施しておりませんので、その旨を回答させていただきます。

○近藤会長 私の勘違いで、こちらの会社では説明会はしていないそうですので、申し訳ございませんでした。

○事業者 9月5日と6日に計画していたのですが、コロナウイルスの関係がございまして、延期せず、中止とさせていただきます。

○近藤会長 分かりました。

私どもの審議会では、特に景観を中心に意見を出してもらっているのですが、スライドの37の辺りで景観に関する内容の説明を割愛されたと思いますので、少し戻してもう少し説明していただけませんか。

景観の配慮の方法などはスライドの36からですか。

○事業者 はい。

まず、視認される可能性があるエリアを可視領域ということで、図の中に、その地点から地形だけを考慮した見えの位置を紫色で示しております。それから、評価の軸として垂直見込み角1度のエリアを点線で囲っておりまして、この内側に影響があるという位置づけでラインを選定しております。この中から、主要な眺望点として人が行きやすく集まりやすいところ、アクセスのいいところ、それから、主要な眺望として景観を見る場所として多く人が集まるところをねらってポイントを設定しております。

それが①から⑩で、⑩の古潭地区と⑪の聚富地区につきましては、一般的な生活の場から見える状況はどうかということで選定しております。

ざっとこのような感じでございますが、よろしいですか。

○近藤会長 その次が先ほど説明していただいた38のスライドになるわけですね。

○事業者 はい。

○近藤会長 どうもありがとうございました。

先ほども申し上げましたけれども、札幌市としては、特に景観の項目についてご意見をいただいて答申することになっております。

今回は、初めに答申(案)が出ましたけれども、同じような場所で同じようなことをするものですから、今回についても同じようなご意見になるかもしれません。それはそれで結構ですので、前の答申(案)を見ていただいて、これは私が言ったものだが、今回はこれが抜けているなどということがあれば、繰り返しでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。それから、事業者さんに、今までと違った視点で新しくご指摘があれば、それもお願いします。

では、挙手をして発言してください。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 今回、計画されている総出力が同じ場所で計画されているほかの事業所に比べて少ないと思うのですが、今後の準備書等に行くに当たって増える可能性はないかということを確認したいと思います。

○事業者 計画上、今以上に増えることはございません。52万キロワットが上限になります。

○秋山委員 ということは、基数もこれ以上増えることはないのですか。

○事業者 少なくなることはあっても、増えることはないということです。

○近藤会長 ほかにありませんか。ご質問でも結構です。

○福原委員 福原と申します。質問させていただきます。

少し勉強して、最大が52万キロワットで、ペイできる最低ラインがあって、いろいろとお考えがあると思うのですが、そういうあたりはついているのですか。

ある程度の基数が立たなければ採算は取れないと思うのです。今までの最大数をずっと見てるとすごく大きくて、そんなものが建つのかというイメージがあったのですが、落とすところが全然分かりませんでした。ですので、実際にどのくらいのことを考えているか、どのくらいだったらこの事業が成立するのか、意見でいいので、分かったら教えていただきたいと素朴に質問します。

○事業者 ご回答させていただきます。

先ほどご説明させていただきましたとおり、詳細な計画はまだ進んでおりません。といいますのは、地質の調査や風況の調査を今実施し始めたところでございます、これらを踏まえて、正確な基数などが決まっていく状況でございます。

ただ、一般論ですけれども、大体35万キロワットを超えなければペイしないというお話があります。

一方で、他事業者様が大きな出力を設定されているということでしたが、系統側の制約がどうしてもございます。ですので、幾ら大きくていいというものではなく、その系統に接続できる大きさで、なるべく事業性が成り立つ規模をこれから熟考していき、最適な数値をこれから導き出していくことを考えております。

○近藤会長 よろしいですか。

○福原委員 今日のところはよろしいです。

○事業者 まだ詳しい数値はないというのが結論でございます。

○近藤会長 先ほど申し上げましたけれども、札幌市に求められているのは景観についてのご意見ですが、疑問があればこの際にお聞きいただいてもいいと思います。

奥本委員、お願いします。

○奥本委員 景観の調査法について知りたいのですが、観光地の形の景観として享受する人たちと住民の形で日常的に景観を眺める人たちとの評価する観点の差や調査方法の差な

どについて、今現在でお考えがありますでしょうか。

○事業者 回答いたします。

調査そのものは、写真を撮ってフォトモンタージュをつくるということで、予測評価の方法は変わりません。ただし、地点の選定としては、不特定多数の方が集まるような観光地、プラス、日常の視点ということで、今回選んでいるのがその2地点となります。

○近藤会長 奥本委員、追加はよろしいですか。

○奥本委員 ということは、評価方法や懸念の部分を住民に詳しく聞く形ではないということですか。

○事業者 実際に、準備書等の図書に載るのは、ある程度客観的な数字で、垂直視野角等で評価することになると思います。

これまでの事例ですと、現地の方のご要望に応じて説明会などでフォトモンタージュの結果をお見せするときに、住民のご意見をお聞きする機会はあると思います。

○近藤会長 ほかにございませんか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 毎回同じことを繰り返すのですが、この間と同じようなコメントで各論になると思います。

眺望地点に山口緑地が選ばれた理由が明確ではないと思います。こちらに載せている引用文献には、広報さっぽろに載せている山口緑地の説明を選んでいますが、そこには眺望が云々という記載はございません。また、公園検索システムを使っても、展望という項目がありますが、そこに山口緑地が選ばれているわけでもありません。

ただし、1点評価させていただくと、他社様は山口緑地を選ばれていなかったのです。僕は、山口緑地はいつ出てくるのかとと思っていたのですが、最後に出てきたので、それは非常によく、逆に現地の感覚がちゃんと得られているという感覚がします。

しかし、選ばれた理由が明確ではないというのがコメントです。ですので、地点を選定するに至った理由について、詳細に記載することが必要と思われます。

それから、もう1点は、本配慮は垂直見込み角度ということですが、これも以前こちらの会議で話があった環境省の非常に古い資料から来ているもので、鉄塔を風車と合わせることは、遠景の札幌らしさの景観を配慮するに当たって全く役に立たないというのが正直なコメントです。

ですので、今後、もしこちらを実施するならば、選定箇所を増やす、もしくは明確にこちらを選んだ理由、それから、遠景での風力発電の見方に関して検討していただきたいと思います。

○近藤会長 どうもありがとうございます。

前回の答申（案）を引用して申し訳ないのですが、各論の中のアとウの内容を再度、ここでおっしゃっていただいたということです。それで結構だと思います。

札幌からの眺望点は1か所だけでしたか。

○事業者 現時点では、山口緑地で視点を選んでおります。

○近藤会長 1か所だけですね。

○事業者 はい。

○近藤会長 ほかにいかがですか。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 地点について、ほかでも聞かれていると思いますが、札幌市で言うと、手稲山からも見えるのではないかと思うのですが、そこを選んでいない理由ですね。ほかにもいろいろあるかもしれませんが、差し当たり手稲山を選んでいない理由を教えてくださいませんか。

○事業者 ご回答させていただきます。

公的な資料を集める中で、不特定多数の人が公共交通機関や自家用車で気軽にアクセスできる場所、なおかつ展望台があるところを選んでいきます。手稲山につきましては、どちらかというと登山の山であったり、冬スキーの山ということで、気軽にアクセスできる場所ではないようでございます。また、車ですぐに行けるような展望台もないということで、今回は選定しておりません。

○近藤会長 私は手稲山によく登りますが、手稲山からは非常にすかっと見えていいのですけれどもね。そう考えますと、前の案で恐縮ですが、手稲山から見たら累積的影響をかなり感じるとおもうので、やり方は別にして、累積的影響も考えていただいたほうがいいと思います。陸の風車や周辺の風車、新しくつくられる洋上風力発電など、全部合わせてどうなのかという評価をしていただけるといいかと思っております。

ほかにご意見はないでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 まず、景観についてですが、動物のほうは、専門家や学識経験者の方々へのヒアリングを非常に詳しく行って評価をなさっているようですけれども、一方で、景観のほうは専門家へのヒアリングをあまり詳しくされていない印象を受けました。片方はとても一生懸命聞くのに、もう片方はほとんど聞かれていないようですけれども、なぜそれほど大きな違いがあるのか、その理由を教えてくださいたいことが一つです。

もう一つは、景観ではなく、海洋性の植物についてです。

拝見した資料によりますと、少なくとも39か所に注目すべき海洋性の植物のある地点があると書かれているのですが、それに対する評価は書かれていないのです。これは、事業想定区域の中にはないので、評価はしないという理由がどこかに書かれていたのですが、類似の提案をしている他社は非常に細かく評価をなさっているのです。なぜこちらは一切評価しないという結論に至ってしまったのかということも併せて教えていただければと思います。

○近藤会長 一つ目は、景観について専門家の意見を聞けなかったのかということですね。

二つ目は、何性の植物とおっしゃいましたか。

○鈴木委員 海です。海洋性植物です。

○近藤会長 海洋性の植物について、何でしたか。

○鈴木委員 植物は陸生のものと海洋性のものとを分けて調査をなさっているようですが、海洋性植物については、少なくとも39か所の重要な注目すべき地点があるということです。それが197ページ辺りに書かれていて、注目すべきだとおっしゃっているのですが、評価は一切していないようです。その理由を伺いたいのです。

○近藤会長 景観について専門家の意見をなぜ聞いていないのかということと、海洋の植物について重要であると言っているにも関わらず、調査をする予定がないが、なぜなのかということです。

事業者の方からお願いいたします。

○事業者 回答いたします。

動物のほうは、どの地点にどんな生物がいるかということは、公的な情報や文献ではあまりよく分からないので、今回はヒアリングをしております。

一方、景観のほうは公的な既存文献等でも、どこにどんな景観資源があるかということや展望台がどこにあるかということが非常に把握しやすいので、今回の配慮書時点ではヒアリングを行っておりません。

しかし、他事例等では、まれに、調査地点を決める方法書以降の段階やフォトモンタージュがある程度できたときに専門の先生にヒアリングを行うことはございます。

本件につきましては、今後、方法書以降でまたヒアリングをするかどうかを検討していきたいと考えております。

それから、海域の植物として藻場を選んでいないということについて、公的な資料として環境省が藻場の調査を2回ほど行っていますけれども、本事業の想定区域はそこから大体2キロメートル以上離れておりますので、計画段階配慮事項として選定しておりません。

ただ、海域の動物のほうでは、配慮書本編の総ページの364ページ、②海域に生息する動物のB・注目すべき生息地海域のところに、周囲には39か所の藻場が分布しているが、事業実施想定区域外であることから改変による影響はないと評価すると記載しております。

○近藤会長 鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○近藤会長 景観については、文献でかなり把握できるので、今後、フォトモンタージュ等が出てきたときなどに専門家の方にご意見をお聞きする可能性があるということでもよろしいですね。

それから、海洋性植物の藻場が大事だということでしたけれども、これは事業実施想定区域外で影響がないと評価したという理解でよろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○近藤会長 吉田委員、お願いします。

○吉田委員 今のご回答で少し気になった点がありましたので、コメントさせていただきたいと思います。景観の文献がしっかりあるというのは少し言い過ぎではないかと思えます。どう考えても、動物調査のほうが明確な科学的論文は多いと思われます。

動物屋として言わせてもらいますけれども、こちらの主要な眺望点の状況の文献は、ほぼ市町村が持っているホームページやパンフレットですので、これが十分にあるという断言はまずいと思います。ですので、検討しますではなくて、本気でやるのならば、鈴木委員がおっしゃっていたとおり、ヒアリング等は重要ではないかということがあります。

先ほどのコメントと同じですけれども、選定した理由等が文献ならば文献であるということを確認していただきたいということ、もしくは現地で確認した作業なのか、自分たちの思い入れなら思い入れでもいいと思うのですが、そうなのだということを確認していただきたいのです。

僕はホームページで検索するのですけれども、今の検索システムの中と広報さっぽろには山口緑地から海がよく見えるとはどこにも書いていません。ですから、それはおかしいと思いますので、明確な選定理由等を記載すべきだと思います。

○近藤会長 景観に関する文献はそれほど多くないと思うので、今後は専門家の意見をしっかり聞いていただきたいというコメントです。それから、根拠となる文献をきちんと示してほしいというご意見でした。

上田委員、お願いします。

○上田委員 先ほど、まだ詳しいことが決まっていないというご回答があったところですが、少し確認させていただきたいと思います。

事業実施想定区域について、お示しいただいた9ページのスライドの地図と13ページの地図を重ねてみると、今回の事業実施想定区域は、定置網ぎりぎりまで攻めている感じの印象をどうしても受けてしまいます。風が強い場所というよりは定置網ぎりぎりまで線が引かれているように見えてしまうのですが、実際に、この場所は漁業者の方の生活の場で、定置網の漁業権の場所だと思われまますけれども、彼らにとってかなり近く圧迫感があるので、船に乗っていて近くにこういうものが建っていると、結構怖いと思います。

ここに引いてある線はどういう理由で距離を取られているのか、これから実際に調査をされるともうちょっと沖のほうに寄っていくことになるかもしれないのですが、当たり前ですが、今回の議論の対象になっている景観は、沖に行けば行くほど影響が少ないのです。ですから、どれくらい沖に出すかとか、どれくらい陸に近づけていくかというところで、適当なところに線を引くことになると思います。

この距離の取り方を考えるときに、今の線はどういう基準で引かれているのかというところと、漁業をされる方、特に定置網をされている方の生活空間、実際になりわいの空間と言ったほうが適切であると思われまますけれども、その距離間についてどういう配慮が行われているかということについて教えていただければと思います。

○事業者 ご質問ありがとうございます。

距離の関係でございますけれども、先ほどから順次説明してきた内容になりますが、まず、陸から2.5キロメートルのところまで線引きをさせていただいております。

それから、区画漁業権、養殖場ですが、この図でいきますとこの中にもありますので、しっかり外したのですが、では、そこで作業をされる方への影響はどうかというところまでは、申し訳ないのですが、現時点で考えていないのが事実でございます。

それから、赤い部分はサケの定置網ですが、ここも同じように陸からの距離が2.5キロメートルということで線を引いています。この赤い部分も避けているのですが、そこで作業をされる方への影響までは、申し訳ないのですけれども、考慮していないのが事実でございます。

○近藤会長 確かに船で海に出ていく人にとっては、すぐそばに風車があると圧迫感があると思います。これは、石狩市が設定したエリアの中で計画されていたのですね。それを見せていただけませんか。

この中で石狩市がやってもいいというエリアは、どこの範囲でしたか。

○事業者 ピンク以外のところが調整エリアでA・B・Cとなっておりますが、現時点で可能エリアはございません。

今おっしゃっているピンク色の部分は環境保全エリアとなっているのに、ここを含んだということについて、ここは、高利用域とは言えるものの、きっちりとした区画漁業権などが無いところですので、今後は可能な範囲で漁業者と調整していくということで線を引いたというイメージでございます。

○近藤会長 環境保全エリアとなっているところからはみ出している部分があるということですね。

上田委員、いかがですか。

○上田委員 そこまで考えてピンク色になっているということですね。

○近藤会長 調整はどういうふうにするのですか。例えば、どんな案をお持ちですか。

○事業者 ここは、今後、再エネ海域利用法の促進区域として指定されるので、その中でこのエリアがどうなるかということもございしますが、実際に調整される部分もあると思います。そういった中で、あわよくばといいますか、そういったところも入れれば使わせていただきたいという意味のエリアになっております。

○近藤会長 ピンクのところは環境保全エリアになっているけれども、今後はまた違う海峡として、利用促進エリアのようなものになる可能性があることを見込んでおられると伺いますか、当てにされているということですか。

○事業者 そういう意味です。実際になるかどうかはありますが、そういうイメージです。

○近藤会長 もしならなかったら外すのですか。

○事業者 そういうことです。それに合わせたエリアになります。

○近藤会長 上田委員の質問を取ってしまって申し訳ないのですが、僕は大体理解しました。

○上田委員 おっしゃるとおりだと思います。今、我々に与えられた情報の中で、環境アセスメントという視点から判断すると、なぜ入るのかと思うのは当然だと思います。しかし、今後は状況は変わるかと思っています。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はないでしょうか。

前回、前々回とよく似た部分になるのですけれども、これは致し方ないことだと思います。特に、前回の部分で言いますと、文言の表現は多少変わるとは思いますけれども、累積的影響を見るとか、眺望点の選定の理由をきちんと書いてもらうとか、遠景の表現が問題になりましたけれども、遠いところの見え方の問題をどういうふうにするかということで主にご意見をいただいたと思います。

それでは、事務局から今後のスケジュールをお願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 次回の審議会は10月下旬頃を予定しておりますけれども、そのときに、今回ご審議いただきましたご意見をまとめて、答申（案）として正式にご提示させていただきたいと思います。

なお、答申（案）の作成に当たりましては、次回の審議会の前に委員の皆様方に事前にメールでお示しさせていただきたいと思っております。

また、追加のご意見等がございましたら、来週の10月9日をめぐりに事務局宛てにご連絡をいただきたいと思います。

次回の審議会において答申がいただければ、これを基に市長意見を作成し、北海道知事に提出する予定となっております。北海道知事への提出期限が11月10日となっております関係で、タイトなスケジュールとなっておりますが、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○近藤会長 今ご説明いただきました事務局の提案で、皆さんはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで審議内容を整理して、次の答申（案）の準備をお願いしたいと思います。その答申（案）については、いつものとおりメールでのやり取りをお願いすることがあると思います。

それでは、事業者の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

これで、三つの議題のうちの二つが終わりました、3番目の議題になります。

これは、札幌市の環境影響評価に関わる制度改正という議題になっておりますので、まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（濱田環境共生担当課長） それでは、審議に先立ちまして、札幌市環境影響評価条例第45条の規定により、札幌市長から当審議会に諮問させていただきます。

札幌市長に代わりまして、環境管理担当部長の柴田より諮問させていただきます。

なお、先ほどと同様に、新型コロナウイルスの感染対策の観点から、読み上げとさせて

いただきます。

○事務局（柴田環境管理担当課長） 札幌市影響評価審議会会長近藤哲也様。

諮問書。

札幌市環境影響評価条例第45条の規定に基づき、環境影響評価の重要事項である次のことについて諮問いたします。

札幌市の環境影響評価に係る制度改正についてでございます。

札幌市長秋元克広代読。

よろしく願いいたします。

○事務局（石川環境共生係長） それでは、引き続き、事務局から資料について説明をさせていただきます。

今回の配付資料は、資料3-1から3-7までとなっておりますが、資料3-2から資料3-7は、3-1に対する補足資料という位置づけとなりますので、資料3-1に沿って説明したいと思います。

今回は、札幌市環境影響評価条例対象事業への太陽光発電への追加ということになりますけれども、まず、全国的な背景としまして、大規模な太陽光発電事業の実施に伴って、土砂の流出や濁水の発生、景観への影響、動植物生態系の影響などの問題が顕在化していることから、国において太陽光発電事業を環境影響評価制度の対象とするため、政令を改正しまして、本年4月1日から施行されたところです。

規模要件はほかの土地の造成等の面開発と同様で、四角で囲っているところですが、電気事業法と整合を取るために、第一種事業で4万キロワット以上、第二種事業で3万キロワット以上ということで、出力で規模要件を設けております。

この資料3-2は、法における規模要件の設定の考え方とそれに向けた基礎となる国の基本的な考え方について検討経過を示したもので、参考にお示しいたします。

政令の改正に基づいて、環境アセスメントの項目及び手法を示した経済産業省令も改正されまして、土地の安定性、反射光、事業終了時の廃棄パネルといった産業廃棄物について、太陽光発電事業に特有の項目として示されております。

また、小規模事業に向けましては、自主的なアセスメントの促進のために太陽光発電の環境配慮ガイドラインを示しまして、これに基づく自主的な環境アセスメントを促進しているところでございます。

(2)は他都市の動向ということで、アセス条例を設けている政令指定都市におきましては、立地可能性が低い一部の市を除きまして、発電所、または面開発事業として、太陽光発電事業を対象事業としております。

各都市の状況は資料の3-3になります。

そのほとんどがほかの面開発事業に準じた面積で規模要件を定めており、市によって規模要件は異なりますけれども、ほぼ面開発事業に準じた規模です。ほかの面開発事業よりも規模要件を厳しくしている例は特にございません。

次に、（３）の北海道の動向になります。

北海道におきましては、北海道の環境影響評価条例において、これまで太陽光発電事業は制度の対象外でした。その後、条例施行規則を改正して対象事業に加えるべく作業を今進めているところです。

北海道におきましては、北海道の条例の法律との整合性を図る考え方から、法と同様に出力、キロワットを規模要件としまして、第一種事業で４万キロワット以上、第二種事業で２万キロワット以上の案が示されたところでございます。

最後に、（４）の札幌市内における状況です。

札幌市内においては、これまで数十ヘクタールくらいの規模となる大規模な太陽光発電事業の実施については相談が寄せられたことはございません。現状におきまして、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、FITという制度に基づく申請があった札幌市内の５０キロワット以上の発電所は、今のところ３４か所になっております。

図３－４に地図でおおよその設置場所とおおよその面積を示しております。この中で面積が１ヘクタール以上のものは２０か所程度あって、その中でも最大のものは５ヘクタール程度でございます。このような状況を踏まえて、札幌市内においても太陽光発電事業を環境影響評価制度の対象に追加するため、条例の施行規則を改正することを考えております。

資料３－１に戻りまして、２番目の札幌市環境影響評価条例施行規則における改正の内容に移ります。

（１）の考え方ですが、まず一つ目は、太陽光発電事業による環境影響評価が面的な効果であることを考慮しまして、既に対象となっている土地の造成などの面開発事業と同等の規模要件といたします。

この面開発事業でこれまで対象となっているものは、資料３－５の表の１０から１６と１８、１９に示している土地区画整理事業などになります。

二つ目は、札幌市の条例におきまして、北海道の条例における対象事業を全て対象にするというものです。このたび、北海道の条例で太陽光発電事業が新たに対象になることから、札幌市の条例においても、道の条例で対象となる規模の太陽光発電事業を全て対象にする必要がございます。

このような改正によりまして、札幌市内の環境影響評価の手続は全て札幌市の条例で運用されることとなります。

北海道の条例の関係規定を３－６に示しております。

このような北海道の関係条例の規定に基づき、札幌市で条例を定めていれば、札幌市の条例で全て運用されることとなります。

そして、（２）の規模要件（案）になりますけれども、（１）に示した基本的な考え方を踏まえて規模要件を設定し、四角に囲った（案）をお示しいたします。

第一種事業は環境影響評価を必ず実施する事業です。第二種事業は、環境影響評価の必

要件を個別に判断する事業です。

第一種事業の要件としましては、施工区域面積50ヘクタール以上または出力2万キロワット以上です。そして、第二種事業の要件としましては、施工区域面積20ヘクタール以上とする案になります。

施工区域面積50ヘクタールと20ヘクタールというのは、これまでの札幌市の条例での面開発事業、土地区画整理事業などの事業と同等であり、第一種事業に出力2万キロワット以上の規模要件を新たに設けることによって、北海道条例の第一種及び第二種事業を全て対象にするものです。

また、この改正を踏まえて、環境影響評価制度では技術指針というものを定めております。技術指針というのは、アセスの項目や手法について定めているもので、太陽光発電事業向けの項目や評価方法を新たに追加する形で改正を行いたいと考えております。

本日の審議会で太陽光発電事業を対象事業に追加することについてご理解、ご了解が得られましたら、次回の審議会で技術指針（案）をご提示させていただくことを存じております。

最後に、3番目の今後のスケジュールをお示しいたします。

本日は、この場で太陽光発電事業の追加について諮問させていただいたところでございます。今回を含めて3回程度のご審議を考えておまして、12月には規則及び技術指針の改正についてご答申をいただければと存じております。これを受けまして、翌年1月に規則の公布を行い、4月1日に北海道と同時の改正規則の公布を目指しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

なかなか難しく、僕は十分理解できなかったのですが、要は、太陽光発電のアセスについては国に基準があって、道も進めつつあるということで、札幌市も札幌市独自の太陽光発電に関する規則、規模などを決めていきたいということです。これに関する審議会は3回あるということですが、今回、皆さんからどこまでご意見をいただければよろしいですか。

3ページの規模要件のところまでですか。

○事務局（石川環境共生係長） はい。まず、そもそも太陽光発電をこの事業に加えることと、その規模要件についてどのような形で設定するのかということです。

○近藤会長 僕の理解の範囲で申し上げて間違えていたら指摘してほしいのですが、札幌市には、環境影響評価の技術指針という大きなものがあるそうで、その中に太陽光発電に関するアセスの方法や評価内容を書き込みたいというのが2回目の審議会での技術指針です。変更となっているのは、大きな環境影響評価の技術指針の中に太陽光発電に関する項目を入れるという意味での変更ですね。

○事務局（石川環境共生係長） さようでございます。

○近藤会長 そして、3回目は答申（案）というように僕は理解しました。

国が終わって道も進めつつあるので、札幌市でも太陽光発電の環境影響評価の規模要件について進めてよろしいかということですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○近藤会長 これはやらなければならないことですので、よろしいですね。

資料3-1の1ページを見ていただきたいのですが、国がどんな要件にしているかということが四角で囲っているところに書いてあります。国は第一種事業、第二種事業ということで面積と出力の基準を設けているということです。北海道は、2ページの四角で囲ったところに第一種、第二種について書かれていますが、国とちょっと違った基準を設けています。国とどこが違うかというと、出力が若干違いますし、面積については触れていないということです。3ページの上に、札幌市ではどういう基準をつくらうかという案が書かれていますが、面積と出力数の両方を挙げており、その数値も違うというまとめ方をいただいています。そして、今回は、3ページに書いている札幌市の規模要件についてのご意見をお願いしますということです。

国と道を比較してみると、僕が言うより札幌市の方が言ったほうがいいと思うのですが、国は面積100ヘクタールを第一種、面積75ヘクタールを第二種としているけれども、札幌市はそれよりもかなり厳しいですね。50ヘクタールを開発するのであれば第一種にしましょう、20ヘクタール以上開発するのであれば第二種にしましょうと、かなり厳しめの面積で基準を設けています。

出力に関しましては、国は第一種が4万キロワット、道は第一種が4万キロワットに対して、札幌市は2万キロワットですので、割と厳しいですね。小規模でもアセスをしなければならないということです。第二種についても、国は3万キロワットから4万キロワット、道は2万キロワットから4万キロワットですが、とにかく、札幌市の場合は2万キロワット以下であっても第二種でアセスの判断をするということですね。こういう基準になっているのですけれども、この理解でいいですか。

札幌市さんから補足があったらお願いします。

○事務局(石川環境共生係長) 事務局から補足いたします。

国の規模要件の設定ですけれども、法律の条文上はあくまで出力をキロワットで定めております。第一種で4万キロワット、第二種で3万キロワットということです。

しかし、国の考え方としまして、もともと従来の土地の造成等の規模と同等にするということで、まず、面積100ヘクタールなり75ヘクタールということが土地の造成等の規模要件としてあります。ただ、電気事業法と整合を取るために、ヘクタールではなくキロワットとせざるを得なかったという事情もございます。

法律の条文上はキロワットで定めているものです。

○近藤会長 法律上はキロワットですね。

○事務局(石川環境共生係長) 国の法律はそうです。

○近藤会長 そういう概略ですけれども、札幌市でも太陽光発電に関するアセスを考えて

いかなければならないというところまではお認めいただいて、今日は、その規模要件のところまで考えていきたいと思います。

3 ページで、面積と規模について特にご意見、ご質問があったらお願いしたいと思います。

○上田委員 他都市の資料についての質問ですけれども、資料のほうにも書いてあるのですが、同等の規模要件で、より厳しくしているのではないという書き方をされているということは、ほかの都市の事業区域は、5ヘクタールとか1ヘクタールとか、ゼロが1個違ったりとすると思うのですが、ここの都市においては、資料3-5にある土地区画整備事業、10から16番などにおいても同じような面積で行っているということですか。

○事務局（石川環境共生係長） はい。都市部や山間部など区域によって規模要件を変えている市があるのですけれども、他都市においては、土地の造成においてもこのくらいの厳しい要件を設けているというものです。

○上田委員 理解すると、札幌市だとかなり広目な印象を受けるけれども、そのほかの土地開発が20ヘクタールと50ヘクタールになっているので、これに合わざるを得ないというか、合わせるのが妥当であろうということで大きくなっているという理解でよろしいですか。

○事務局（石川環境共生係長） さようございます。

○上田委員 ありがとうございます。

○近藤会長 まず、先にご質問をお願いします。

奥本委員、お願いします。

○奥本委員 資料3-3に電気工作物と太陽光発電所という二つの呼び方がありますけれども、さいたま市と名古屋市は、今後、太陽ではなく、温度など何かしらの形で発電する機械を見越して電気工作物としているのか、それとも何か違いがあるのかと思ひまして、お伺いしたいと思います。

○事務局（石川環境共生係長） 電気工作物には変電所なども含まれています。

○近藤会長 私も電気工作物というイメージが湧かなかったのですけれども、変電所などらしいですね。

ほかにご質問はありませんか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。

非常に基本的なことで大変恐縮なのですが、二つあります。

一つ目は、太陽電池発電所という表現と、太陽光発電所という表現があるのですけれども、これらは異なるのかという点です。

二つ目は、太陽光発電というのは、将来、海の上でも行われる可能性が、可能性というか、実際にあるのかもしれないのですけれども、そういうことも想定してこの面積ということでよいのかというところも併せて教えていただければと思います。

○事務局（石川環境共生係長） 一つ目の質問ですけれども、国の法律では、太陽電池発電所として定められております。

二つ目の質問で、海の上での事業ということですが、今のところ、海の上では、まだ聞いたことはないのですけれども、湖の上などではこれまで行われた例がございます。

ただ、従来の面積の設定に当たっては、従来の土地の開発等に準じて定められたものということです。

○近藤会長 太陽電池と太陽光発電は一緒なのですか。

○事務局（石川環境共生係長） 同じものです。

○近藤会長 呼び方が国と違うということですね。

海上のほうは今回は考えないということですね。札幌には海はないですからね。

○事務局（石川環境共生係長） 札幌市内に海はございませんので、特に海上ということは考えなくてもよろしいと考えています。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにご質問はございませんでしょうか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ストレートな意見で申し訳ないのですけれども、例えば、何となく50ヘクタール、20ヘクタールというのがやりやすいのはよく分かるのですが、これを下げるのは大変なのですか。

例えば、10とか、もっと言うと5という数字を出すことは、札幌としてハレーションが多いのかどうかということです。

○事務局（石川環境共生係長） 恐らく、その土地の造成等も含めた規模要件を全体として下げるとのことだと思いますけれども、今のところ、土地の造成等、小規模の造成等で問題が生じた例はこれまで特にございませんでしたので、今のところ、面積要件について全ての事業において下げることは特に必要だと考えておりません。

○吉田委員 僕は、次の会議に出られるか分からないので、今のうちに少しだけお話をさせていただきます。

ちょうど先週、某公共マスコミから電話がありまして、メガソーラーに鹿が増えて困っているというテレビをやりたいので、それに対してコメントが欲しいという質問だったのです。さすが税金を使っている会社だと思ったのですが、よく調べていまして、3年前くらいに、僕が農林水産省の審議会ですべてをコメントしているらしいのです。あなたが座長としてコメントしたので、それに対して確約を取りたいという話だったのですけれども、僕がコメントしたのではなくて、東北の人がコメントしていたのですが、実際にこれは全国的に少し問題になっています。ケンタッキーブルーグラスとか芝生を植えますので、実際に道東でも物すごく増えてきている気がします。

それを考えると、環境局の方はご存じのとおり、エゾシカは大変な状況になっていますので、小規模でもそれなりに影響は出ると思うのです。場所が悪ければ、これは餌づけし

ているようなものですからね。ですから、ここで、札幌らしさで攻めるというものに関して、もしサイズであれば指針の中に何か注意点、留意点を書けるかとか、何らかの検討をぜひしていただきたいというのが正直なコメントです。

ですので、アセス法というのは、開発することによって希少種がいなくなるという前提の調査が基本ですので、そうではなくて、駒岡のごみ処理場のときもそうだったのですけれども、そういうものをつくることにおいて、今後、鳥獣を増やす可能性がある、外来種を増やす可能性があるということが、今までのアセス法の中では議論されていませんでしたので、その辺を含めて札幌市らしさをぜひ検討していただきたいということが、サイズ、要件のところの意見となります。

○事務局（石川環境共生係長） ありがとうございます。

今のご意見ですけれども、技術指針の中で定めるのが適当なのか、個別の事業に対して意見という形で述べるのが適当なのかということはございますけれども、今後、参考にさせていただきますと考えています。

○近藤会長 札幌市で50ヘクタール、20ヘクタールと決めているけれども、その基準ですね。土地開発と同じように、開発のときにこの面積でやられているということですね。

○事務局（石川環境共生係長） そうです。

○近藤会長 その理由もちょっと書いたほうがいいのか、あるいは説明したほうがいいのかということが一つだと思います。

もう一つは、お話がありましたように、5ヘクタールという小さいところでも鹿が出てきて困ることもあるから、次の話ですが、次の技術指針の中で小さな面積においてもこういう問題があるということを補足されておいたほうがいいのか、そういうご意見だと僕は理解しました。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、もう予定の時間が来ていますので、まず、市の条例の対象にこの太陽光発電事業を入れることについてはお認めいただいたということにして、規模要件についても、現在の提示していただいた面積と出力数で進めていくということによろしいと思いますけれども、皆さん、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございました。

また、次は吉田委員が出てこれられないかもしれないということですので、小さなところについても配慮していただくことを次の技術指針で覚えておいていただきたいということだと思います。

それでは、このような方針で進めていって、大きな札幌市環境影響評価技術指針の中に太陽光発電事業に係る技術指針を付け加えていきたいということですので、今日の皆様のご意見を整理して、事務局には次の準備をお願いしたいと思います。

以上で札幌市の環境影響評価に関わる制度改正の第1回目の審議を終了いたします。

これで三つの議事が終わりました。皆さん、ご苦労さまでした。

進行を事務局にお返しします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 近藤会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、長時間にわたりまして熱心なご審議をどうもありがとうございます。

次の審議会について、若干の考えをお伝えしたいと思います。

議題としては、石狩湾沖洋上風力発電所建設計画配慮書、今日、事業者さんから説明していただいた件、また、前回説明がありました北5西1・西2の配慮書、そして、本日、私どもから説明しました札幌市の環境影響評価に係る制度改正のそれぞれの2回目の審議を予定しております。新たな案件ではないということもありますので、書面での開催も含めて検討させていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（濱田環境共生担当課長） それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上